

# 八潮市空家バンクの利用について

## ～空家所有者編～

市内に空家を所有されている方で空家バンクに登録を希望する方の手続きの流れを記載しています。空家を借りたい、買いたい方は裏面をご覧ください。

### はじめに

登録を予定する空家が、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

1. 既に不動産業者等へ仲介依頼をしている。
2. 法令に違反する建物である。
3. その他（特定空家等に認定されたもの。土地区画整理事業地内にあり、およそ1年以内に移転の可能性があるもの等）

1、2、3のいずれにも該当しない場合は、登録申請へお進みください。

### 登録申請

市内に空家をお持ちで空家バンクに登録したい方は

#### 様式1 八潮市空家バンク物件登録申込書

(添付書類) 本人確認書類 (運転免許証、健康保険書等の写し)  
土地・建物の登記事項証明書又は登記簿謄本

#### 様式2 八潮市空家バンク物件登録カード

に必要事項を記入の上、八潮市都市計画課まで提出してください。

### 現地調査

**所有者・不動産担当者・市職員で現地調査します。**

調査内容は建物内外の写真撮影や間取りの確認です。撮影した写真は空家バンクの物件紹介に使用します。

### 物件登録

現地調査の後に問題がなければ、空家バンクへ登録します。

#### 登録物件はインターネットで全国の人が閲覧

できます。登録期間は3年後の年度末です。

(※登録取消の連絡がなければ再延長されます。)

### 交渉 契約

登録物件を見た方が購入や賃貸の希望があれば

#### 担当する不動産業者を通じて交渉・契約

となります。

成約した場合には宅建業法に定める仲介手数料等の費用が発生します。

～空家を借りたい、買いたい方は裏面をご覧ください～

# 八潮市空家バンクの利用について ～利用希望者編～

空家バンクに登録されている物件の利用を希望する方の手続きの流れを記載しています。空家を貸したい、売りたい方は表面をご覧ください。

## はじめに

利用を希望する方が、次のいずれかに該当する場合は登録できません。

1. 希望する空家に定住、滞在しない。
2. 交渉後の空家等の適正な管理や使用ができない。
3. 暴力団員又は、暴力団と密接な関係を有する者。

1から3のいずれにも該当しない場合は、登録申請へお進みください。

## 登録申請

空家バンクに登録されている空家を利用したい方は

**様式7 八潮市空家バンク利用者登録申込書**

(添付書類) 本人確認書類 (運転免許証、健康保険書等の写し)

**様式8 八潮市空家バンク利用者登録カード**

に必要事項を記入の上、併せて八潮市都市計画課まで提出してください。登録期間は1年後の年度末までとなります。

## 内見

内見や交渉をしたい方は

**様式13 八潮市空家バンク交渉等申込書**

に必要事項を記入の上、八潮市都市計画課まで提出してください。内見・交渉の日時について日程調整します。

## 交渉 契約

登録物件の購入や賃貸については

**担当する不動産業者を通じて交渉・契約**

となります。

**成約した場合には宅建業法に定める仲介手数料等の費用が発生**します。

～空家を貸したい、売りたい方は表面をご覧ください～

## お問い合わせ

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1丁目2番地1  
八潮市役所 都市デザイン部 都市計画課 景観デザイン係  
(電話) 048-996-2111 内346・348

令和元年9月作成